

社会福祉法人波佐見町社会福祉協議会
役員報酬及び役員等の費用弁償に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人波佐見町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づく役員報酬及び費用弁償、定款第10条の規定に基づく評議員、委員会等の委員、評議員選任・解任委員、心配ごと相談員、支え合いマップインストラクターの費用弁償等及び弁護士相談に係る弁護士の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 会長、副会長に月額報酬を下記のとおり支給する。

区 分	報 酬 の 額	備 考
会 長	月額 15,000円	年額 180,000円
副会長	月額 7,000円	年額 84,000円

2 心配ごと相談所弁護士相談に係る弁護士の報酬は、別表のとおりとする。

第3条 役員等が招集に応じて出席したときは、費用弁償として別表のとおり支給する。ただし、地方公共団体の職員には費用弁償を支給しない。

2 心配ごと相談員が相談所の相談日以外に緊急な相談を受け、相談カードを提出した場合や、民生委員が生活福祉資金に係る民生委員調査書を作成した場合及び支え合いマップインストラクターが招集に応じて出席した場合は、費用弁償として別表のとおり支給する。

第4条 役員等が本会業務のため旅行したときは、本会旅費支給規程により支給する。

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1、この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2、昭和48年11月1日制定の費用弁償に関する規程は廃止する。

附 則

- 1、この規程は一部改正し、平成9年3月26日から施行する。

附 則

- 1、この規程は一部改正し、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1、この規程は一部改正し、平成20年1月1日から施行する。

附 則

- 1、この規程は一部改正し、平成22年3月1日から施行する。

附 則

- 1、この規程は一部改正し、平成23年10月1日から施行する。

附 則

- 1、この規程は一部改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1、この規程は一部改正し、平成29年4月1日から施行する。

別 表

①報酬（第2条2項関係）

報 酬	金 額
心配ごと相談所弁護士相談 弁護士	1回 30,000円

②費用弁償（第3条関係）

費 用 弁 償	金 額
役員（正副会長、理事、監事）	1回 3,000円
評 議 員	1回 3,000円
評議員選任・解任委員	1回 3,000円
心配ごと相談員	1回 3,000円 但し、相談所の相談日以外に緊急な相談を受け、相談カードを提出した場合は、 1回 1,000円
福祉資金貸付審査委員会委員	1回 3,000円
生活福祉資金に係る 民生委員調査書作成	1回 2,000円
支え合いマップ インストラクター	1回 2,000円
会長の求めに応じ出席した者	1回 3,000円